

インドにおける産業財産権権利化 費用

株式会社サンガム I P

バパット・ヴィニット
代表取締役社長



株式会社サンガム IP は、インドと周辺国の知的財産を専門に扱う会社であり、特許・意匠・商標の出願、知的財産の権利行使、知的財産関連の情報収集、セミナーなどを行っている。バパット・ヴィニット代表取締役社長はインド特許弁理士であり、約 20 年間の日本の特許事務所での勤務経験を活かし、日本企業のインドにおける知財活動を強化すべく活躍している。

インドにおける特許出願、商標出願、意匠出願の権利化および権利維持にかかる概算費用について、記載する。

●特許出願の権利化および権利維持にかかる概算費用

インド特許意匠商標総局は、2014 年 2 月 28 日付の通知により、特許規則を改正（特許規則 2014 改正）したと発表した。特許規則 2014 改正に伴い、庁料金が変更された。

庁料金は以下のリンクからダウンロードできる(2018 年 12 月 6 日最終確認)。
http://ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPOFormUpload/1_11_1/Fees.pdf

庁料金には①自然人または Start UP 企業、②零細企業、③零細企業以外の法人の 3 つのカテゴリーがある。①自然人または Start UP 企業による出願にかかる庁料金は、③零細企業以外の法人のその 1/5 になっており、自然人および Start UP 企業は優遇されている。②零細企業による出願にかかる庁料金は、③零細企業以外の法人のその 1/2 になっており、零細企業も優遇されている。

それぞれのカテゴリーで紙媒体による書類の提出（Physical Filing）およびオンラインでの書類の提出（e-Filing）が可能になっている。Physical Filing にかかる

庁料金は e-Filing にかかるその 10%増額となるために、e-Filing の促進につながっている。

以下の表では、特許出願の権利化および権利維持にかかる代表的な項目について e-Filing の場合の零細企業以外の法人の庁料金をインドルピー (Rs) で、代理人費用の範囲を US ドル (\$) で示す。(1 USD=71.4 INR (2018.12.11))

No	内容		庁料金 (Rs) e-Filing の場合 零細企業以外の法人	代理人費用 (\$)
1	特許出願 (30 頁、請求項 10 項まで)		8,000	500~1,000
2	30 頁を超える場合		800/page	0~10/page
3	請求項が 10 項を超える場合		1,600/claim	0~20/claim
4	1 優先権を超える場合		8,000/priority	0~50/priority
5	出願後書類の提出 (優先権証明書、優先権訳、委任状、 8 条関連情報、出願権の証拠、国内実施報告書など)		-	0~200
6	早期公開請求 (特許法 11A (2) 条)		12,500	100~200
7	通常審査請求 (特許法 11B 条、規則 24 (1))		20,000	100~200
8	促進審査請求 (規則 20 (4) (ii))		28,000	100~200
9	審査報告書 対応	a	審査報告書送付	0~200
		b	応答書 (意見書、補正書含む) 作成および提出	500~1,500
10	明細書、願書、 その他の書類 の補正	a	特許付与前	100~300
		b	特許付与後	
11	拒絶理由解消期間延長請求 (規則 24B (5))		4,000/month	100~200
12	聴聞対応	a	聴聞通知送付	100~200
		b	準備・出席・応答書作成、 応答書提出および報告	500~1,500
13	各種陳述 (affidavit)	a	作成	300~500
		b	提出	100~200
14	外国出願許可申請 (特許法 39 条、規則 71 (1))		8,000	500~1,000
15	維持年金	a	3 年度~6 年度	100~200/year
		b	7 年度~10 年度	

		c	11年度～15年度	24,000/year	
		d	16年度～20年度	40,000/year	
16	出願取下請求（規則 26）			-	100～200

● 商標出願の権利化および権利維持にかかる概算費用

インド特許意匠商標総局は、2017年3月6日付の通知により、商標規則を改正（商標規則 2017 改正）したと発表した。商標規則 2017 改正に伴い、庁料金が変更された。

庁料金は以下のリンクからダウンロードできる（2018年12月6日最終確認）。

<http://ipindia.nic.in/form-and-fees-tm.htm>

庁料金には①自然人、Start UP 企業または零細企業と②零細企業以外の法人の2つのカテゴリーがある。①自然人、Start UP 企業または零細企業による出願にかかる庁料金は②零細企業以外の法人のその1/2になっており、自然人、Start UP 企業および零細企業は優遇されている。

それぞれのカテゴリーで紙媒体による書類の提出（Physical Filing）およびオンラインでの書類の提出（e-Filing）が可能になっている。e-Filing にかかる庁料金は Physical Filing にかかるその10%減額となるため、e-Filing の促進につながっている。

以下の表では、商標出願の権利化および権利維持にかかる代表的な項目について e-Filing の場合の零細企業以外の法人の庁料金をインドルピーで、代理人費用の範囲を US ドルで示す。（1 USD=71.4 INR（2018.12.11））

No	内容		庁料金 (Rs) e-Filing の場合 零細企業以外の法人	代理人費用 (\$)
1	商標出願（1 商標、1 区分）		9,000	100～500
2	審査報告書	a 審査報告書送付	-	0～200
	対応	b 応答書作成および提出	-	400～1,000
3	出願後書類の提出（優先権証明書、 優先権訳、委任状など）		-	0～200

4	促進審査請求（規則 34）		40,000	200～500	
5	商標ジャーナルの取得および公告報告		-	100～200	
6	商標登録書の受理、内容確認および報告		-	100～200	
7	各種応答期間の延長請求		900/month	100～200	
8	願書の補正		900	100～200	
9	聴聞 対応	a	聴聞通知送付	-	0～200
		b	準備・出席・応答書作成、 応答書提出および報告	-	400～1,500
10	登録商標の有効期限（10年）の 10年間延長の請求（商標法 25条）		9,000/class	200～500/class	
11	異議申立の請求（商標法 21条）		2,700/class	500～2,000	
12	異議申立へ反論（規則 103）		2,700	500～2,000	
13	登録後の登録事項訂正（商標法 58条）		1,800	100～200	
14	周知商標の申請		100,000	1,000～2,000	

●意匠出願の権利化および権利維持にかかる概算費用

インド特許意匠商標総局は、2014年12月30日付の通知により、意匠規則を改正（意匠規則 2014 改正）したと発表した。意匠規則 2014 改正に伴い、庁料金に変更された。

意匠規則 2014 改正は以下のリンクからダウンロードできる（2018年12月6日最終確認）。

http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPORule/1_23_1_design-amendment-rules-2014.pdf

庁料金には①自然人、②零細企業、③零細企業以外の法人の3つのカテゴリーがある。①自然人による出願にかかる庁料金は③零細企業以外の法人のその1/4になっており、自然人は優遇されている。②零細企業による出願にかかる庁料金は③零細企業以外の法人のその1/2になっており、零細企業も優遇されている。

それぞれのカテゴリーで紙媒体による書類の提出（Physical Filing）およびオンラインでの書類の提出（e-Filing）が可能になっている。e-Filing にかかる庁料金は Physical Filing にかかるその10%減額となるため、e-Filing の促進につながっている。

以下の表では、意匠出願の権利化および権利維持にかかる代表的な項目について e-Filing の場合の零細企業以外の法人の庁料金をインドルピーで、代理人費用の範囲を US ドルで示す。（1 USD=71.4 INR（2018.12.11））

No	内容		庁料金 (Rs) 零細企業以外の法人	代理人費用料金 (\$)
1	意匠出願（意匠法 5 条, 44 条）		4,000	200~1,000
2	審査報告書	a 審査報告書送付	-	0~200
	対応	b 応答書作成および提出		300~1,000
3	出願後書類の提出（優先権証明書、優先権訳、委任状など）		-	0~200
4	意匠登録書の受理、内容確認および報告		-	0~300
5	聴聞対応	a 聴聞通知送付	-	0~200
		b 準備・出席・応答書作成、 応答書提出および報告	-	400~1,500
6	登録意匠の有効期限（10 年）の 5 年間延長の請求		8,000	100~200

●インドにおける代理人費用には大きな開きがある。大都市にある老舗事務所、大きな事務所ほど、人件費、賃借料、維持費が高価になるため、代理人費用も高価になる。

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）